

訪問型サービス D 補助金交付要綱のつくり方

はじめに

「移動に困っている地域があり、買物支援に取り組もうと検討している住民がいる。総合事業を活用してそれを支援する場合、補助対象経費や補助金額をどのように考えればいいかわからない」、「住民からは手続きが大変だと敬遠される、簡易な書類で済むようにしたいけれど、公費を使う以上あまり簡素にもできず悩ましい」、「他自治体の要綱を参考にして作ろうとしたが、うちの自治体の実情を踏まえると、そのまま参考にはできない・・・」、こんなご相談が全国の自治体から寄せられます。

実施要綱や補助金交付要綱は、あくまで住民主体の取り組みをバックアップするためのものであり、実施要綱がサービス事業団体の自由な活動を制約することにつながっては意味がありません。しかし、他方で、大まかな規定に終始してしまうと、「対象者の範囲が漠然として広すぎる」などと交通事業者（あるいはその利害に敏感な交通担当部局）からの反発を受けるかもしれませんし、会計検査や監査を通らないかもしれませんし、道路運送法上問題が生じるかもしれません。

そこで、全国移動ネットでは、実施要綱を策定する際に、自治体担当者の皆さんが悩んでおられるであろう補助金交付要綱の主要トピックスをピックアップし、①「各規定をつくる作る際にどこに着目すればよいのか」、②「どのような考え方をとると、どのような書き方になるのか」といった点を整理し、お示しすることにいたしました。

また、先行自治体の実際の要綱を適宜お示しすることで、「現に、こういう規定を置いている自治体があるのだ」という安心感を持っていただくことも目指しました。

未だ試論的な水準にとどまっているかと思いますが、皆様のお役に立てば幸いです。

本文、修正作業中です。

